

イギリス労働組合会議第1回大会

富 沢 賢 治

1 問題の所在

本稿の課題は、第1に、従来の研究史で軽視されてきたTUC(イギリス労働組合会議)第1回大会(1868年)の全体像を明らかにし、第2に、それを基礎にTUC成立史にかんする従来の解釈に若干の修正をほどこすことにある。ウェッブ夫妻の『労働組合運動の歴史』(*The History of Trade Unionism*, London 1894)は、ジャンタ重視の見地からTUCの成立を軽視し、第1回大会については脚注で述べているにすぎない。しかも、本稿の結論部分で示すように、その解釈には誤りがふくまれている。その後TUCの歴史を詳細に叙述したW. J. Davis, *The British Trades Union Congress, History and Recollections*, London 1910も第1回大会については簡単にふれているだけで、しかも大会出席者についての事実上の誤りをふくんでいる。TUC史にかんするモノグラフであるB. C. Roberts, *The Trades Union Congress, 1868-1921*, London 1958とJ. Lovell and B. C. Roberts, *A Short History of the TUC*, London 1968、飯田鼎「1860年代におけるイギリス労働運動と労使関係——1868年の『労働組合総評議会』(Trades Union Congress)の成立を中心として」1~5、『三田学会雑誌』62巻12号(1969)、63巻1, 3, 6, 8/9号(1970)、も、第1回大会については簡単に叙述しているにすぎない¹⁾。最近の研究でTUCの成立史を詳細に叙述しているA. E. Musson, *Trade Union and Social History*, London 1974も、第1回大会の内容については簡単にふれているだけで、しかもその解釈についてはいぜ

1) しかもロバーツの著書は、議長の開会挨拶の典拠をBeehive, 1868年6月13日号としたり、王立調査委員会問題の討論を大会4日目とするような事実上の誤りをふくんでいる(Roberts, *op. cit.*, p. 47)。

んとしてウェッブ夫妻の誤りをひきついでいる。

周知のように第1回大会の議事録はないが、かなり詳細な報告がBeehive紙とManchester Guardian紙にみられる²⁾。とくにBeehive紙は、1868年6月6日, 13日, 20日, 27日の4号にわたって大会の詳細な報告をしている。したがって本稿では、主としてBeehive紙に依拠しつつ、Beehive紙に欠けている点をManchester Guardian紙でおぎないながら、第1回大会の全体像を再構成する。

2 大会の目的と構成

マンチェスター・ソルフォード労働組合評議会の呼びかけに応じて開かれた全国労働組合会議は、マンチェスターで1868年6月2日午前10時から始まった。まず最初に、同評議会書記のW. H. ウッドが大会議長に、同評議会所属のP. ショーロックスが書記に、また大工指物工合同組合のF. ブッカーが副議長に選ばれた。

ウッド議長は、開会挨拶において大会の目的とその運営方式についてつぎのように述べた(Beehive, 6日, p. 5)。

現在労働組合問題について種々の見解が表明されている。このような状況において、マンチェスター・ソルフォード労働組合評議会は、全国の主要な組合代表が結集して、さまざまに意見がわかれている組合問題について討論することが望ましいと考えた。本会議の運営方式は、報告後に討論するという全国社会科学振興会(National Association for the Promotion of Social Science)の大

2) マッソンによれば、Manchester Courier紙にも大会報告がみられるが、この資料は入手できなかった(Musson, *op. cit.*, p. 61)。Manchester Guardian紙の記事は、E. Frow and M. Katanka (ed.), *1868, Year of the Unions, A Documentary Survey*, London 1968, pp. 21-44, に再録されている。

会運営方式を踏襲する。

ついで議長は議題を読みあげ、大会代議員数が118,367の組合員を代表する34名であることを報告し、これらの代議員によってすべての主要な職業が代表されていると述べた。Beehive紙によれば、その内訳はつぎのとおりである。

労働組合評議会代表。C. Williams と W. Ord (United Trades' Conference of Liverpool. 15,000), W. H. Wood と P. Shorrocks (Manchester and Salford Trades' Council. 9,000), G. Clare (Dublin United Trades' Council. 8,000), W. Dronfield (Sheffield Organised Trades. 5,000), A. Wood (Birmingham Trades' Council. 3,000), W. Ellison (Bolton Trades' Council. 2,200), A. W. Bailey (Preston Trades' Council. 2,000), D. Higham (Nottingham Trades' Council. 1,800), C. D. Dewhurst (Bradford Trades' Council. 1,423), J. Ashton (Warrington Trades' Council. 400).

労働組合代表。T. Davies (Masons Association. 18,628), A. Ridge (Ironfounders Society. 11,000), C. Hutchinson (Boilermakers and Shipbuilders Society. 9,000), F. Booker (Amalgamated Joiners. 9,000), J. Kane (Association of Malleable Ironworkers. 6,000), J. Adamson (Amalgamated Tailors. 5,000), T. J. Wilkinson (United Flint Glass Makers. 1,700), G. Townley と Kendall³⁾ (Dressers, Dyers and Finishers Society. 800), T. Roberts と J. Bromilow (Liverpool Bricklayers Society. 700), S. Blackburn と J. Wild⁴⁾ (Glass-bottle Makers' Protection Society of Yorkshire. 700), W. Garstang (Manchester and Salford

Bakers Society. 600), C. Barker (Letterpress Printers. 500), W. H. Blatchley (London Union of Pressmen. 400), W. Kitchen (Coarse Spinners. 400), M. Grinshaw (Brass-founders. 150), G. Unwin (Sheffield Plasterers. 80), E. Wolstonholme (Heywood Spinners and Minders. 50), W. Gorton (Eccles and Swinton Painters Society. 36).

なお、このほかに G. Potter が London Working Men's Association, and affiliated trades societies, 1,800 名の代表として大会に参加していた。

この大会の構成の特徴は、まず第1に、ジャンタがこの会議をまったく無視していることである。ロンドンからの参加者はポッターと400名の小組合を代表するブラッチリィだけである。だが、第2の特徴として、ジャンタの無視にもかかわらず、ロンドンとグラスゴーを除く主要な地方の労働組合評議会と主要組合が参加していることがあげられる⁵⁾。

3 第1議題、労働組合の必要性

まずベイリィが労働組合の必要性について報告書を読みあげた。この報告書は数日前ポッターがプレストンで読みあげ、プレストン労働組合評議会承認されたものである。その要旨はつぎのようである(Beehive, 6日, pp. 5-6)。

そもそも労働組合の問題は資本と労働との関係に由来する。「労働組合とは労働時間を短縮させ、労働者の仕事の価格を引上げさせるための労働者の組織である。……労働組合の役割は、労働者に交渉力を与えることによって、商品一般を支配する需要供給の標準以下に賃金が切下げられないようにすることである。」「労働という商品」の売買にさいして資本家の強大な力を前にして個人としての労働者は無力である。交渉を公正なものとするためには、労働者の団結が必要である。「労働

3) Frow and Katanka, *op. cit.*, p. 43 に掲載されている代議員リストには Kendall の名はなく、Keegan の名があげられている。大会中に Kendall の発言はなく、Manchester Guardian 紙と Beehive 紙によれば、第6議題の「労働組合の法制化」についての報告を準備した者として J. Keegan (Dublin) の名があげられている。

4) Frow and Katanka (*op. cit.*, p. 43) も W. J. Davis (*op. cit.*, p. 2) も J. Wild と J. Wilde という2名の代議員名をあげているが、大会発言中の肩書きをみるとともに glassbottle maker とされているところから、同一人物であるとみなされる。

5) 代表組合員数の総計は114,367であり、議長報告の118,367と4,000くいちがう。大会事務責任者の計算ちがいの可能性もある。管見するかぎり、第1回大会にかんするすべての記述は議長報告の数をあげている。

組合の規則は、資本家と労働者とのあいだの公正な、正直な取引である。」「労働者諸階級は社会的ピラミッドの基礎をなしている。そしてこの基礎を強固で確固たるものとするために高率の賃金を要求することは国の繁栄を願う者すべての義務である。」科学の進歩がかえって労働時間を延長させることになった。「労働者が機械導入前よりもずっと多くの仕事をするようになったことはたしかである。われわれはハンマーや織機を速く動かし、労働者の生命を短くする。われわれは富を蓄積し、病気を増やす。……スピード、スピード、これが要求のすべてだ。そして人間性が利潤追求のために犠牲にされている。」「労働組合は長い間、いまだときあかされない謎だとみなされてきた。」組合を秘密結社とみなす誤解は、許されない無智にもとづく。組合が秘密結社でないことは、一般に公開されているいくつかの組合の報告書をみれば一目瞭然である。

ベリリ報告ののち、すくなくとも18名の代議員が発言した。その発言の多くは、自己の属する組合の活動の経験を基礎にして組合の必要性を具体的に論ずるものであった。最後に発言したポッターは、組合にたいする圧迫が増大している現状において労働者側が嫉妬心や小さな意見の相違をすてて団結する必要があることを、とくに強調した。このように大会初日の報告がポッターの筆になるものであり、さらにしめくくりの発言が彼によってなされたことは、この大会で果たしたポッターの役割を評価するうえで重要である。

大会第2日は労働組合の必要性についてのウッド議長報告をもって始まった。その要旨はつぎのようである(Beehive, 20日, pp. 5-6)。

組合の必要性はイギリスのほとんどすべての職業において十分実証されている。組合がないところでは労働者の悲惨な生活がみられる。A. Smith, A. Alison, J. Ruskin, T. Hughesのような権威も組合原理について証言している。現在労働組合員はすくなくとも50万おり、彼らの資金の法的保護は不可欠である。組合費の平均75%が互助的目的に支出されていることから理解されるように、財政的にみると、組合の主要な役割は互助的機能

を果たすことにある。組合が暴力行為を認めないことは当然である。

ウッド報告にひきつづき、それを支持する若干の代議員の発言があり、大会は最後に「労働組合は絶対に必要である」ことを全員一致で確認し、第1議題の報告と討論を終了した。

4 第2議題、労働時間の規制

労働時間の規制についてはブラッドフォード労働組合評議会のデューハーストがつぎのような報告をおこなった(Beehive, 6日, p. 6)。

労働時間の規制は現在の労働組合にとってもっとも重要な課題である。機械導入による労働力過剰を解決する唯一の方法は労働時間の規制である。機械導入そのものには反対しない。必要なことは、機械導入によって労働者が利益をうけることができるようなシステムである。

討論の口火を切ったポッターはつぎのように述べた。

機械の発展普及により人間労働が機械の管理以外には必要とされなくなるような段階を想定すれば、機械導入による失業問題がどれほど重大な社会問題であるかが理解できよう。現在でも200~300万の失業者と100万の貧民がおり、さらに牢獄ははちきれんばかりである。労働者は、数年間の賃下げを耐えても、労働時間短縮を勝ちとるべきである。いまや労働組合は8時間労働運動を始めるだけの実力をもっている。

ポッターの発言のあとすくなくとも19名の代議員が発言し、その過程で、労働時間短縮は、雇用問題だけではなく労働者の肉体的・精神的改良と教育向上にとっても重要であり、さらに機械の改善にも役立つというような点が指摘された。最後にウィルキンソンが「労働者諸階級の福祉を向上させ、この国の過剰労働の悲しむべき諸結果を緩和させるために労働時間短縮は不可欠である」とする決議案を提議し、大会はこれを承認した(Beehive, 6日, p. 6)。

5 第3議題、技術教育

技術教育については大会副議長のブッカーが、1868年4月に創設されたマンチェスター・ソルフォード大工指物工技術教育学校(Manchester and

Salford Carpenters and Joiners Institute of Technical Education)の成立過程とその内容について詳細な報告をした。

技術教育にかんする討論では、報告が技術教育の一般論を欠いていたこともあって、技術教育と初等教育との関連が問題となり、議論が紛糾した。すなわち、ウィリアムズが技術教育とともに初等教育が重要だと述べ、ハチスンが技術教育の前に初等教育が必要だと主張し、バーミンガムのA. ウッドが国家による義務教育の必要性を訴えた。ポッターは、政府の技術教育軽視を批判した。

議論は大会第3日にもちこされた。A. ウッドは、無智と犯罪をなくすために技術教育よりも初等教育が必要だ、と主張し、本大会は国民教育制度の確立を支援する、という主旨の決議案を提議した。しかし、この決議案はセコンドされなかった。議長のW. H. ウッドは、国民教育の問題は技術教育の問題とは異なる、と述べ、討論を技術教育プロパーの問題にうつした。その後若干の代議員が技術教育に努力すべきむねの発言をして、第3議題の討論が終了した。

6 第4議題、王立調査委員会

周知のように、1866年のシェフィールド暴行事件を契機として67年に労働組合運動全体の調査を目的とする王立調査委員会が設置され、この委員会の報告とそれにもとづく立法措置の如何によっては従来の労働組合の法的地位がふたたび奪われかねない状況が生じていた。したがって、「王立調査委員会、それは労働組合側の信頼に値するか」という第4議題は、大会の中心議題をなしていた。だが、議長は、この問題にかんしてあらかじめ用意された報告書がない、と述べ、ドロフフィールドに問題提起を求めた。彼は、この委員会、労働者代表が参加しておらず、しかも労働者の証言が不公正に取扱われているので、とても信頼に値するものではない、と述べた。

ドロフフィールドの見解表明が終った段階で、A. ウッドがあらかじめ報告書を用意していたことを大会に告げたため、会議が一時混乱した。事務的手続きの誤りを書記が謝罪し、数名の代議員がウッドに報告をするようにすすめたが、彼は、

前日の彼の決議案が無視されたことからして、この問題にかんする彼の意見もききいれないのではないか、と述べ、報告を拒否した。そこで討論にうつり、ブラッチリィがつぎの決議案を提示した。「本労働組合代表会議は、労働組合調査委員会では審査中の残忍な行為にたいして遺憾の意を表し、これらの行為あるいはこれらの行為をなした者とはなんらの関係をもたず、またもったこともないことを強く表明し、そして集团的にも個人的にも労働組合員の利益を合憲的に合法的に守ることを誓う」(Beehive, 13日, p. 5)。この決議案はセコンドされたが、ポッターは、「ブラッチリィ氏の決議はこの種の会議では不必要である」(Frow and Katanka, *op. cit.*, pp. 36-37)、と批判し、むしろ新聞記者の入室をも拒否した調査委員会の審議方法を非難する見解を述べた。ついで調査委員会で証言をした経験をもとにケーンが、「この委員会は、法律家、土地所有者および産業家から構成されている。そこには労働者の代表はぜんぜんみいだせない」(Beehive, 13日, p. 5)、と述べ、委員会の性格からして公正さは期待しえないとして、委員会を批判した。さらに数名の代議員による委員会批判の発言がつづき、A. ウッドが、委員会はその問題の取扱い方からみて信頼に値しない、という主旨の決議案を提示した。若干の討議ののち決議案作成委員会がつくられ、1時間の休会后、つぎの決議案が提出された。「……われわれは、労働組合の社会的利益につねに反対してきた法律家、土地貴族および鉄道・炭坑・製造業の利害代表者から構成される委員会が労働者の諸組織にたいして公正な取扱いをなしうるとは信じない」(同上)。

みられるように、この決議案は「ジャンタの友」⁶⁾であるケーンの見解を基礎に作成されている。この決議案はセコンドされたが、ポッターは、委員会を全面的に批判することは正しくない、若干の委員は尊敬に値するし、一部の議事にも満足すべきものがあるのだから、委員会の全面拒否は委員会報告が出されるまでさしひかえるべきだ、と述

6) Webb, *op. cit.*, p. 257. 荒畑寒村監訳『労働組合運動の歴史』上巻、日本労働協会、1973、308ページ。

べ、つぎの修正案を提示した。「労働組合の活動を調査すべく任命された王立委員会について十分に慎重に討議した結果、代議員はつぎの見解に達した。すなわち、委員会は、その不公正な構成、一面的な審議およびかなりの程度の秘密の議事進行に照らしてみると、現在までのところイギリスの大多数の労働組合によって疑惑と冷遇の念をもってみなされている」(同上)。大会は25対6でこの修正決議案を可決した。

このようにポッターが委員会全面批判論をおさえる方向に大会をみちびいている点は、とくに注目し得る。すなわち、彼は、客観的にみるかぎり、この問題にかんしては大会をジャンタの政策に近づけるように努力したのである。

7 第5議題、徒弟数の制限

徒弟数制限の問題については、議長が、劣悪な労働者を生みださないために徒弟数を制限することが必要だ、という主旨の報告をした。討論の過程で、クレーアが雇用を確保するためにも徒弟数の制限が必要だ、と主張した。これらを見解を批判してポッターは、徒弟数の制限を支持することは社会的に望ましくない、そのかわりに成人年齢を15-16歳に延長して児童労働と低賃金をなくすることが必要だ、と述べた。若干の討論のあとケーンのつぎの決議案が全会一致で承認された。「われわれは、すべての職業が徒弟制を採用し、ある職業あるいは複数の職業の利益を守るために必要な場合にはいつでも徒弟数を制限することを強く望むものである」(Beehive, 13日, p. 6)。

みられるように、この問題においてもポッターは、徒弟数制限に固執する古いギルド的志向を批判して、一定の前進的役割を果たしたのである。

大会第3日の午後6時から代議員の懇親会が開かれ、ポッターの司会のもとで種々のスピーチや話し合いがなされた。

8 第6議題、労働組合の法制化

大会第4日は労働組合の法制化についての3つの報告で始められた。ディヴィスの第1報告は、労働組合が、団結禁止法廃止以来合法的存在となっているにもかかわらず、組合の諸権利が実質的に拒否されているため、組合の完全な法制化を要

求する必要がある、とするものであった。キーガンによって準備され、議長によって読みあげられた第2報告も同主旨のものであった。ハチスンによって準備され、議長によって読みあげられた第3報告では、組合会計係が組合資金を不正に使用した件で、「人は罰せられることなく勝手に組合資金を使うことができる」という判決を与えられたという具体的事例が報告された(Beehive, 13日, p. 6)。

討論の過程でいくつかの決議案が提議されたが、結局ケーンのつぎの決議案が採択された。「本大会は、ここに代表を選出している諸組織の名において、労働組合資金の法的保護を確保せんとするロンドンの合同組合会議(London Committee of Amalgamated Trades)の賞賛に値する努力を支持することを誓うものである。また本大会はここに、この運動を継続すること、および次回選挙においてこの運動を支援することを議員候補者支持の条件とすることを、固い決意をもって宣言する」(同上)。

9 第7議題、外国との競争におよぼす労働組合の影響

労働組合による賃上げ→商品価格の上昇→国際競争力の弱体化、という論理をもってする労働組合批判にたいしても、労働組合側としてはなんらかの対応をする必要にせまられていた。この問題についてはケーンがつぎのような報告をおこなった(Beehive, 13日, p. 6)。

労働組合がイギリスの産業を弱化させているという非難がなされているが、この種の非難は、低賃金にもとづく安価な商品を販売することによって世界市場を支配することが産業家階級の望みであり利益であるかぎり、継続するものである。もし労働組合がイギリス経済の国際的地位を低めているということが正しいとすれば、ヨーロッパ大陸諸国には組合が存在しないということになるだろうが、これは事実と反する。「イギリスと同様に、外国が必然的に生産と通商の分野に入りこんでいくことは、ものごとの自然のなりゆきなのである。」

この問題にかんする討論の過程ではフランス製

の日常品はイギリス製品より安い品質が劣る(ウィルキンソン)とか、イギリスの鉄鋼生産高や工業製品輸出額は国際的にみてもいぜんとして高度の上昇を示している(ケーン)、とかいうような具体的事例をあげての議論が多く、経済理論的な議論はみられなかった。若干の討論のあと、ケーン報告が大会の承認をうけた。

10 第8議題、労働組合と政治経済学

第7議題にかんするケーン報告が、特殊具体的な経済問題にたいする労働組合側の対応を示すものであるとすれば、「労働組合と政治経済学」という第8議題は、労働組合の存在と活動を否定する自由主義経済学の理論にたいする労働組合側の対応を示すものであった、といえよう。この問題にかんしては、ドロンフィールドがつぎのような報告をした(Beehive, 27日, p. 6)。

J. Watts などに代表されるマンチェスター学派の経済学者たちによれば、労働組合は誤った理論的前提にたっている。すなわち、組合は需要供給の法則を破る。組合は組合外の労働者にたいして不公正な結果を生みだす。組合は、最低賃金を定めることによって、熟練労働を劣悪化する、等々。だが、政治経済学者たちによる組合批判の一般的風潮にもかかわらず、組合側に立つ政治経済学者もいることを示しておきたい。組合が最低賃金を定めることによって労働者の勤労意欲を失わせ怠け者を生みだすという批判は、出来高払いや報奨制などの賃金制度がおこなわれている現実をみれば、正しくないことがわかる。E. ジョーンズ(Ernest Jones)の『資本と労働』(*Capital and Labour*)も、この見解を支持している。ジョーンズはまた労働組合の必要性についてつぎのように述べている。すなわち、産業家が商品をより高い価格で売るために販売を一時ひかえるように、労働者も同じ目的のために労働を売ることを一時ひかえることが許されてもよい。だが、労働者は失業中といえども食べないわけにはいかないのであるから、彼らの生活を保証する労働組合が必要となる。組合が存在すればこそ労働者は一定の賃金を維持しうるのである、と。レヴィ(Leonie Levi)教授は、「全所得の3分の1以上が人口2千9百

万のうちの22万8千人に所属するとき、連合王国は真に富んでいるとみなされえようか？」という疑問を提起している。J. S. ミルも、「いかにして低賃金という害悪をとりのぞきうるか？ この問題は解決不可能か？ 政治経済学はすべてのことに反対し、なにもしないということを示すことしかできないのであろうか？」と述べている。L. プレィフェア(Playfair)博士によれば、富者の平均年令が44歳であるのにたいして労働者の平均年令は22歳である。また、厚生省の保健担当官によれば、イギリス人の5分の1は十分な食事をとっていない。組合が存在しなかったならば、労働者の状況はもっと悪いものとなっているであろう。ミルも『政治経済学』で述べているように、競争体制のもとでは労働組合は労働者の利益を守るために不可欠な手段なのである。

このドロンフィールド報告にかんしては、討論にかんする記事がみられないので、はたして討論がおこなわれたのかどうかも不明である。いずれにもせよドロンフィールド報告は、とうとうたる自由主義思想の一般的思潮のなかで、とりわけ反組合的な自由主義経済学の強靱な理論に攻撃されながら、これに対抗しようとする一労働組合員の試みとして評価されうる。だが、みられるように、そこには自由主義経済学に対抗するだけの経済理論はみられない。そこには理論的武器を身につけず徒手空拳で強大な敵にむかっている労働組合員の姿がみられる。ちなみに、この時期は、マルクス『資本論』第1巻がドイツで発刊されてからまだ1年もたっていなかった。

11 第9議題、工場法

大会最終日は工場法にかんするバーカーのつぎのような報告をもって始まった(Beehive, 13日, p. 6)。

1867年に成立した職場規制法(Workshops Regulation Act)は、8歳以下の児童労働の禁止、児童労働時間を1日6時間30分以下とすること、若年・婦人労働者の労働時間を12時間以下とすることなどの進歩的規定がふくまれており、高く評価されうるが、1867年の工場法拡張法案(Factory Acts Extension Bill)には、国務省の許可が

あれば労働時間を14時間まで延長しようとする条文がふくまれているため、この条文はとりのぞかれなくてはならない。

若干の討論ののち、大会はバーカー報告の原則を承認した。

12 第10議題、共謀・脅迫・ピケッティ ング等にかんする法律

共謀・脅迫等にかんする法律についてはショールックスが報告し、1825年の法律(ジョージ4世・第6年法律第129号)の第3条にある暴力(violence)、脅迫(intimidation)、共謀(conspiracy)というあいまいな規定のもとで多くの組会員が罪に問われているため、この法律は廃止すべきであると主張した。報告にひきつづき議長が、「……ジョージ4世・第6年法律第129号の第3条を改正するために本大会の影響力がロンドン合同組合会議支援にむけられるべきことを決議する」(Beehive, 13日, p. 6)、という決議案を提示した。ブッカーがセコンドし、リッジとオードが支持発言をしたのち、大会はほぼ全員一致でこの決議案を可決した。

このジャンタ支持決議で注目すべきことは、それが議長により発議され、討論過程においても、Beehive紙とManchester Guardian紙によるかぎり、ケーンの発言がみられない点である。

13 第11議題、協同組合

協同組合の問題についてはアダムスンが、生産協同組合の重要性を力説し、協同組合にたいして労働者がもっと注目すべきであると主張した。討論のなかでは、協同組合はストライキをなくし、労働者が利潤の公正な分け前を受けとれる唯一の組織である(ワイルド)、貧困を阻止するうえでも重要である(ブラッチリィ)、などの意見が表明され、最後にアダムスン報告が承認された。

14 第12議題、調停・仲裁裁判所

調停・仲裁の問題についてはとくにノッティンガムにおいてこの運動を推進してきたA. J. マンデラ(Mundella)が報告をする予定であったが、欠席のため不可能となり、彼に代わってノッティンガム労働組合評議会のハイアムが問題提起をおこなうことになった。彼は、ノッティンガム仲裁裁

判所(Nottingham Court of Arbitration)の創設経緯とその運用について説明し、その創設以来ストライキがおこっていないと報告し、これを高く評価した。若干の討論ののち、「マンデラ氏の計画を承認し、その具体化を連合王国労働団体連盟(Trades of the United Kingdom)に委ねる決議」が提議され、セコンドされたが、これにたいしてケーンがつぎの修正案を提出し、全会一致で可決された。「仲裁によって紛争の解決をはかろうとするマンデラ氏の努力に最大の謝意を表するが、われわれは、彼の提示する手段が法律によって強制力をもたされないかぎり、それを不十分なものとみなさざるをえない——これが本大会の見解である」(Beehive, 13日, p. 6)。

15 第13議題、大会の毎年開催

大会を毎年開催する件については、若干の討論のあと全会一致でつぎの決議案が可決された。

「労働組織のより密接な連携と労働者諸階級の一般的利害にかんする立法について行動するために、連合王国の労働組織が毎年会議を開催することが切に望まれる」(Beehive, 13日, p. 6)。

大会は次回の会議をバーミンガムで開くことを決定し、5人からなる準備委員会を選出した。最後にアダムスンが会計報告をし、大会費用として各組織に6シリングの支払いを依頼した。こうして第1回大会は終了した。

16 む す び

TUC史における第1回大会の位置とその意義については別稿⁷⁾で論じたので、本稿では問題を第1回大会の内容に限定して従来の研究における解釈の誤りについて述べておこう。

第1回大会に関連して従来とくに問題とされてきたのはジャンタとポッターとの関係である。ジャンタの支配するロンドン労働組合評議会がこの大会をまったく無視したという事実からして、ジャンタと大会との対立関係を強調し、戦闘的組合主義の立場からジャンタを批判していたポッターをはじめとする大会代議員のほとんどがジャンタ

7) 富沢賢治「イギリス労働組合会議小史——国家との関連を中心に」『経済研究』第23巻第1号(1972年1月)。

に批判的であった、という解釈が一般的になされている。このような解釈はウェッブ夫妻に由来する。ウェッブ夫妻は、ポッターを王立調査委員会にたいするジャンタの働きかけを妨害する者として理解し、「民衆運動の勢力を傷つける個人の陰謀と嫉妬」という見地から「ポッターの策謀」について叙述し⁸⁾、問題の TUC 第1回大会にかんしてつぎのように述べている。「労働組合の運動家の大多数は、彼らの組合のために承認された法律上の地位を獲得する必要があるという考え方をとるにはまだいたらなかった。経験をつんだ役員たち、とくに旧式の地方組織の役員たちには、彼らが立法化に反対しているという明白な理由で、ロンドンの指導者たちがとっている行動を非難する者さえ多くいた。『労働者は、どんな形であろうと、法律に関与することが少ければ少いほど良い』というのが、旧式の組合運動家のかかわらない所見であった。この見解は、1868年マンチェスター労働組合評議会によって召集された大会でも……さかんに表明された。しかし、マンチェスターの大会にはジャンタが欠席していたにもかかわらず、ジャンタの友でイングランド北部鉄工組合のジョン・ケーンが、代議員たちを説いて、合同組合会議の政策と行動とに完全な信頼をあらわす決議を可決させることに成功した。」⁹⁾最新の研究もウェッブ夫妻のこのような解釈を踏襲して、「主としてジョン・ケーンの影響で、ロンドンの合同組合会議の政策と行動を支持する諸決議が採択された」¹⁰⁾、と述べている。

だが、この解釈は事実と反する。第1に大会で組合活動の合法化に批判的な意見が「さかんに表明された」という事実はなく、むしろ逆に合法化を要求する意見が「さかんに表明された」のである。したがって、この問題にかんするかぎり、大会に参集した多くの代議員とジャンタとのあいだの意見の相違を強調することは正しくない。第2に、ジャンタ支持決議の可決が主としてジャンタ

の友であるケーンの努力によるとする解釈も一面的にすぎる。たしかに、組合の法制化の問題にかんしてはケーンの決議案が可決されている。だが、それに劣らず重要な王立調査委員会問題にかんしては、委員会全面批判論をおさえて大会をジャンタの政策に近づけるような修正決議案を提出しているのはケーンではなくポッターなのである。

ポッター研究者が述べているように、ポッターはたしかに近代的タイプの階級意識をもった指導者などではなく、動揺の激しいアジテーター的指導者であったように思われる。しかしそれにもかかわらず、「彼は1868年以来ジャンタの指導力を認める方向に動いていた」¹¹⁾のであり、しかも TUC にたいする彼の支援は「ジャンタの狭隘性にたいする優越性を示す彼の初期の政策の一項目」¹²⁾として評価されうるのである。そうであればこそ、ジャンタといえども労働組合の完全な法制化をめざす地方の労働運動の進展を無視することができなくなり、「ジャンタは1871年には彼らの旧来の排他性をなげすて、ポッターの見解に近よらざるをえなくさせられた」¹³⁾のである。

ジャンタ対ポッターという個人的対立の側面を重視するあまり、この現象のもとにある労働運動全体の動向をみおとしてはならない。あるいはまた、ロンドン労働組合評議会対地方労働組合評議会、新型組合対旧型組合という図式的理解から、イギリス労働運動の全国的組織化の歴史に占める TUC 第1回大会の重要性を看過してはならない。別稿¹⁴⁾で略述したように、まさに1860年代のイギリスにおいては労働者の全国的組織化のための諸条件が成熟していたのであり、TUCの成立は基本的にはこれらの条件との関連で評価されなくてはならないのである。

(一橋大学経済研究所)

8) Webb, *op. cit.*, p. 256. 邦訳, 306 ページ。

9) *Ibid.*, pp. 256-7. 邦訳, 307-8 ページ。訳文は一部変更した。

10) Musson, *op. cit.*, p. 47.

11) S. Coltham, "George Potter, the Junta, and the Bee-Hive," *International Review of Social History*, Vol. X-1965-Part 1, p. 56.

12) *Ibid.*, p. 59.

13) *Ibid.*, p. 43.

14) 前掲拙稿。